

『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第四十七号 抜刷（二〇二〇年十二月）

【資料紹介】

九月廿三日付北条氏規書状について

梯

弘

人

【資料紹介】

九月廿三日付北条氏規書状について

梯 弘人

はじめに

本稿で紹介する史料は、当館が所蔵する「北条家文書」に含まれる文書である。「北条家文書」は狭山北条家に伝来した文書群であり、小田原北条氏の一族である北条氏規、氏盛の家系に伝来したものである。文書群の内容としては、氏規や氏盛以降の歴代当主の受給文書のほかに、北条氏一族の発給文書も含まれている⁽¹⁾。こうした北条氏一族の発給文書は、近世以降に狭山北条家が収集したものであると考えられる。本稿にて取り上げる史料も北条氏規の発給文書であるが、本文書群に入った経緯等は不明である。

本史料はすでに史料集や博物館展示図録⁽²⁾において翻刻や解説がなされている。しかしながら、文言解釈等改めて検討を行い、史料としての性格を明らかにしていきたい。

一 本史料の形態・翻刻について

まずは本史料の形態について述べていこう。寸法は縦三三・一センチ、横二八・六センチである。紙は楮紙である。伝来の過程で文書の奥が切断されており、本来の受給者を確定することができない。更に別の紙があてがわれ裏打ちがなされている。また、文字の書き出しと文書の袖の余裕、文字の大きさや行間が詰まっていることから、もとより豎切紙であろうかと推測できる。北条氏において豎切紙は、定例的な命令、一族宛の書状や他大名家に宛てた文書に見られる形式である⁽⁴⁾。それでは次に翻刻を示す（P.59 図1参照）。

【キーワード】

北条家文書 北条氏規 一夜帰 秘蔵 無上 茶の湯

【要旨】

当館所蔵の北条家文書に含まれる、北条氏規書状を取り上げる。翻刻を行い、文中に使用される「一夜帰」、「程有間敷」と「秘蔵」の用例をもとに、文書の内容の確認を行った。

検討の結果、天正七年から九年の間に作成された文書であり、北条氏と徳川氏の間で宇治茶や茶の湯に関する贈答など、文化的交流を示す史料であることを明らかにすることができた。

先日者預一書候、祝着候、面談之心地而詠入候、陸地之

通用可有之事程有間敷候、必一夜帰二御越

彼むかしを承届度候、自先年者少年寄候へ共、

彼覽之昔を承度候、仍箱一給候、御心指祝着候、

秘蔵可申候、但茶之湯与哉らん不存候間如何、然共自

家康節々無上御音信候、賞味不浅候、遂面上積御

物語申度候、委細者朝弥可被申条、早々申候、恐々謹言、

追而到来候間鮭

進之候

美

九月二十三日 氏規 (花押)

(後欠)

以上が翻刻となる。とりわけ従前の翻刻に対して文字を改める部分は、二行目の「一夜帰」の部分である。それまでは「一夜備」と解説していた。しかし「一夜備」という言葉の用例は、北条氏発給文書において管見がない。一方で「一夜帰」とする用例は他に2点確認できた。

その「一夜帰」の用例が見られる文書は(永禄十二年・一五六九)閏五月十三日付北条氏政書状⁵⁾と、(永禄十年・一五六七)正月十日付北条氏政書状⁶⁾である。後者の史料写真(図2)と比較するならば、「帰」という解説でよいと考える。それでは続いて内容の確認を進めていこう。

二 本史料の内容について

本史料は北条美濃守氏規による書状であり、宛所の人物からの便りへの返事である。受領名「美濃守」を名乗っている時期のものであり、

「美」と省略して記している。花押もはっきり分かる状態である。

まず氏規は、手紙への礼を述べ、宛所の人物と面談したような気持となり歌を詠んだことを伝えている。陸地の通用ができるようになるのが「程有間敷」という状況であり、必ず「一夜帰」に氏規のもとへ来訪してもらい、昔からの話をしたいということを伝えている。先年より少し年を取ったけれども、昔話を聞きたいと述べている。

また、宛所の人物から氏規に対して「箱」が贈られたので、氏規は、懇志に感謝を述べ「秘蔵」することになっている。ただし、茶の湯とかいうものを良く分らないと断りをいれている。しかしながら、家康から氏規へたびたび「無上」が届けられており、おいしく味わっていると述べている。最後に、氏規は宛所の人物と面会して、積もる話をしたいと伝え、詳細は朝比奈泰勝太郎泰勝に託すとしている。追而書きの部分で氏規が、到来物の鮭を返礼として送ると述べる。

宛所となる人物は確定できないものの、推測は可能である。家康から氏規へ「無上」が贈られていること、また手紙の詳細について、徳川家康の家臣、朝比奈泰勝が述べるとしていること、これらのことから宛所の人物は、徳川氏の関係者であると推定できる。また積もる昔の話をしたいということであり、氏規が今川氏の人質として駿府にいた時代からの知己であったかもしれない。

次に、内容の理解を深めるため、本文中に使用される用語の検討を行う。内容把握に必要な「一夜帰」、「程有間敷」、「秘蔵」する「箱」や「無上」の用例について検討していこう。

三 「一夜帰」の用例と意味

まず従前の翻刻と異なる部分である、「一夜帰」という表現について

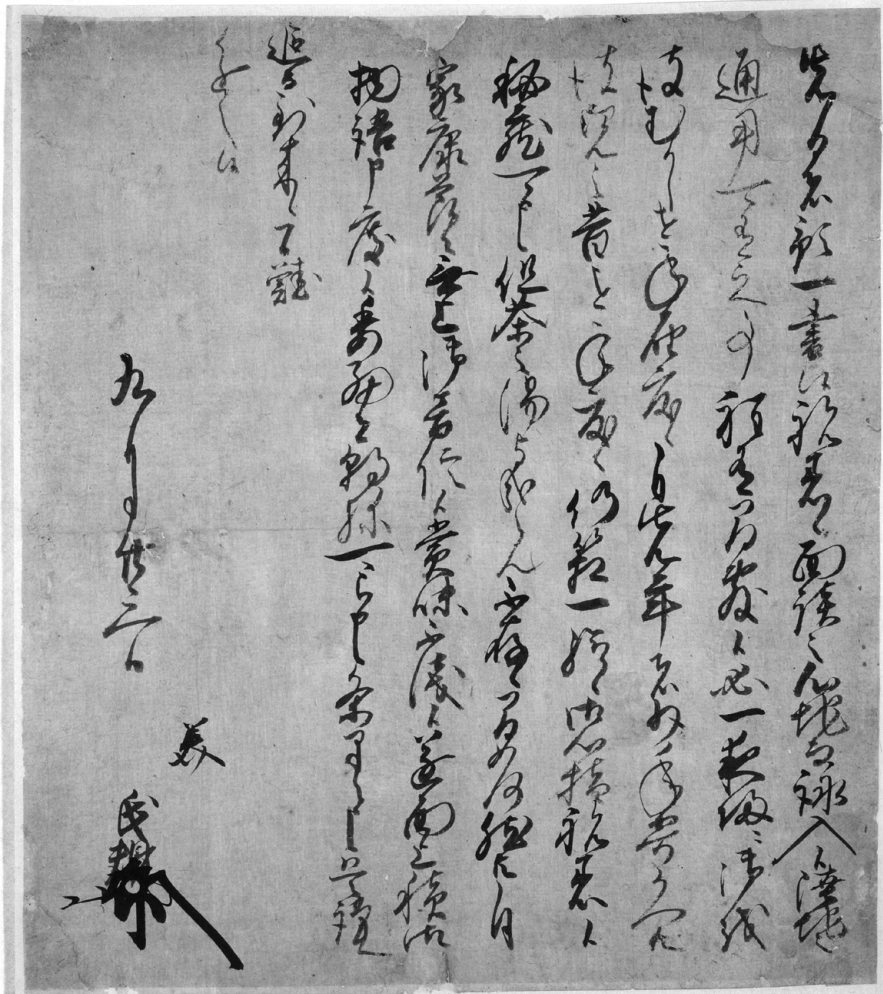


図1 九月廿三日付 北条氏規書状



図2 正月十日付 北条氏政書状（部分）
神奈川県立公文書館所蔵

考えていこう。(永禄十二年) 閏五月十三日付北条氏政書状⁹における用例から、その意味内容を確認する。

父親の葬儀のため、北条氏に従う岡部和泉守から北条氏へ帰郷の許可申請がなされた。折しも駿河国薩埵峠(静岡市清水区)において、北条氏と武田氏が対陣を続けていた最中であつた。和泉守からの申請に対して氏政は、通常とは異なる対応であるが、「一夜帰」に帰郷し、葬儀を行つてから薩埵峠に戻るよう伝えている。そのうえで、一夜であつても和泉守が戦線離脱をしてしまうことは、味方の士気が落ちてしまうので、郷里にはただ一日のみ逗留し、戦線に復帰するよう命令している。この用例から「一夜帰」というのは、当日の夜までには急ぎ帰るという意味であろう。

また、(永禄十年) 正月十日付北条氏政書状⁹において氏政は、豊前山城守に対し、弟である氏照が病であるので「一夜帰」に早く氏照のもとへ来診して、薬の調合をしてほしいという依頼をしている。この用例において、至急氏照のもとへ来てほしいということを意味していると捉えられる。

これらの用例から「一夜帰」とは、至急目的地へ移動し、日帰りで戻るといふ意味内容であると推察できる。

それでは、本史料に戻つて「一夜帰」の表現の部分について、氏規の語る内容を考えてみよう。「必ず日帰りで氏規のもとへ急いでお越しいただき、昔話を伺いたい」という内容になるであろう。

すると、宛所の人物と氏規は、すぐにでも会える状況にあつたのであろうか。文書発給時の状況は、陸地の通用ができるのが「程有間敷」というものであつた。陸地の通用の状況を確認するため、続いて「程有間敷」の用例について検討する。

四 陸地の通用が「程有間敷」という状況について

北条氏規と宛所の人物の間の状況、すなわち陸地の通用が「程有間敷」状況は、「一夜帰」とどのように関係してくるのであろうか。ここでは「程有間敷」という用例について検討する。

例えば、沼尻合戦に際して出された(天正十二年・一五八四) 六月廿一日付北条氏照書状¹⁰において氏照は、上野国衆の那波頭宗に対し、上野国の戦況を確認したうえで、敵方であつた常陸国小田城(つくば市)の梶原政景が味方についたので、敵軍の敗北は「程有間敷」と述べている。

また、(天正十一カ。一五八三) 卯月廿四日付北条氏邦書状¹¹、同廿八日付北条氏邦書状¹²において、氏邦は、赤見「入道殿」の指揮下で戦う矢野氏・岸氏の戦功を認め、「入道殿の本意」が「程有間敷」という状態であるので、一層戦功を励むよう伝えている。

これらの事例から考えると、敵軍の敗北が「程有間敷」という状況は、自軍に有利な戦況ではあるものの、いまだ敵軍と交戦中であるというものである¹³。また、戦功をあげた武士に対する本意が「程有間敷」という状況は、本意が叶えられたわけではなく、これから本意が達成される見込みであつた¹⁴。すなわち「程有間敷」という表現は、当事者にとつて近い将来実現される見込みが高い状態を指す言葉であると推測しうる¹⁵。

したがつて氏規は、陸地の通用が近い将来確保されるといふ見込みであるため、その折には急いで会いに来てほしい、という願望を述べていたのであつた。こうした陸上の交通状況は、文書発給の年次を考える大きなカギとなる。その文書発給の年次比定については後述したい。引き続き本文内容の検討を続けるため、「箱」、「無上」の用例を確認しよう。

五 「秘蔵」する「箱」と「無上」について

次に、「秘蔵」する「箱」と「無上」の用例について検討しよう。北条氏関係者が「秘蔵」するものについて確認する。北条氏関係者が「秘蔵」するものとして、鷹⁽¹⁶⁾、馬⁽¹⁷⁾、刀劍⁽¹⁸⁾、勅筆の短冊・笈・紋紗、梅の絵⁽²⁰⁾、南蛮水滴⁽²¹⁾、あみかかりの鶴⁽²²⁾、青磁の花瓶⁽²³⁾をみることができるといえる。これらから、「秘蔵」するものとは、「威信財となりうるもの⁽²⁴⁾」として定義できるであろう。

さて、本史料に戻って「箱」が威信財になりうるものであると見通しを得たところで、北条氏関係者の使う「箱」の用例をみていきたい。「箱」は数詞として表れており、主に贈答品を入れる容器としてみることができるといえる。蜜柑⁽²⁵⁾や蠟燭⁽²⁶⁾、塩硝⁽²⁷⁾、虎・豹の皮⁽²⁸⁾、名薬⁽²⁹⁾が箱に入れられている。一方で、箱そのものについては「文箱⁽³⁰⁾」として1例所見される。これらの事例から、本史料で記される「箱」も何かの容器であると考えられる。

それではその中身等について考えてみたい。「箱」に関する記述に続く、氏規が分からないとする茶の湯と家康から贈られる「無上」がそれを考える根拠となるであろう。

「無上」とは宇治茶の銘柄であり⁽³¹⁾、氏規が賞味すると述べているのは、家康から贈られた宇治茶を飲んでいるという意味になる。他にも北条氏関係者が宇治茶としての「無上」を贈られている事例が存在する⁽³²⁾。

つまり、氏規は宛所の人物から茶の湯に関する「箱」を贈られたのである。氏規自身は家康から宇治茶を贈られ、それを飲むことはあるが、茶の湯については分からないと述べている。しかしせっかくの「箱」であるから秘蔵する、という文意となろう。しかしながら、いわゆる茶道

における名物道具には「箱」は含まれていない⁽³³⁾。したがって、「箱」そのものが威信財になりうるものではなく、箱の中身が茶の湯に関するものであるかと考えられるが、確定的なところは不明とせざるをえない。それでは最後に、本史料が作成された時代状況について確認していこう。

六 文書発給の年次比定について

本史料は私信としての書状であるため、作成年次が明記されていない。作成年次の比定の材料として、文書発給者である氏規の花押の形をみていこう。北条氏規文書について検討した黒田基樹氏の成果⁽³⁴⁾に基づけば、本文書における花押は、一類三型に分類しうる。この形の花押の類例として天正十一年と推定される八月十七日付の北条氏規書状⁽³⁵⁾のほか、年未詳文書が数例存在する⁽³⁶⁾。

その後氏規の花押は、天正十二年と推定される四月六日付北条氏規書状⁽³⁷⁾から、新しい二類の花押に変化している。黒田氏による分類のとおり、大きく形が変化していると認められる。

そのため花押の形から本史料は、天正十二年に花押が変化する前、天正十一年までに作成された文書であると推定できる。

また、氏規が名乗る「美濃守」の受領名初見は（天正六年・一五七八）正月廿五日付北条氏政書状⁽³⁸⁾であるため、発給年次は天正六年以降、天正十一年までに絞られる。

その期間中、先程検討したとおり、北条氏と徳川氏の間で陸地の通用が途絶えた時期であると限定できる。すなわち武田氏が駿河国を領有していた時期でかつ、北条氏・徳川氏と武田氏が敵対していた間であろうと推測される。そのため本史料が作成されたのは、北条氏が武田氏と対立関係となった天正七年（一五七九）から、武田氏が滅ぶ前年、天正九

年(一五八二)までの三年間に絞ることができよう。

なお天正十年(一五八二)は武田氏遺領を巡って北条氏と徳川氏が交戦中であり、相互の交流は途絶していたと考えられ、さらに天正十一年であるとなると陸地の通用は確立しており、氏規の認識とはずれが生じる⁽⁹⁾。

以上の検討から本史料は、北条氏と徳川氏の間で陸地の通用が確保されていない、天正七年から天正九年の間に作成されたと考えられる。

おわりに

以上のとおり本稿では、当館所蔵の北条氏規書状について検討を行った。武田氏の勢力下であった駿河国を挟んだ、北条氏・徳川氏の繋がりを示す史料であることを明らかにすることができた。

家康や徳川氏関係者から氏規へ、宇治茶や茶の湯に関するものが海上輸送されている。陸上交通が途絶し軍事的緊張状態のなかにあっても、戦国大名間の文化的交流が重要であったことを示している。このような文化に関する史料として活用するとともに、北条氏における文化的側面についても検討を続けていきたい。

註

- (1) 当館所蔵の「北条家文書」については、当館特別展図録『戦国大名北条氏とその文書—文書が教えてくれるさまざまなこと—』(二〇〇八)を参照いただきたい。
- (2) 『戦国遺文後北条氏編』(以下『戦北』)四〇二四号、『新横須賀市史 資料編古代・中世Ⅱ』(以下『新横』)二七三六号。
- (3) 当館前掲註1特別展図録、馬の博物館企画展図録『名馬と武将—馬事文化財団、

二〇一九)。

- (4) 鳥居和郎「後北条氏関係文書の料紙と折紙について—形と折りに込められた意識—」(『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』三四、二〇〇八)。
- (5) 「岡部文書」(『小田原市史 史料編中世Ⅱ』(以下『小Ⅱ』)、八五四号)。
- (6) 「神奈川県立公文書館所蔵豊前文書」(『小Ⅱ』六七三号)。
- (7) 駿河での人質時代の氏規については、浅倉直美「天文・永禄期の北条氏規について—本光院殿菩提者となるまで—」(『駒沢史学』九〇、二〇一八)参照。
- (8) 前掲註5史料。
- (9) 前掲註6史料。
- (10) 「色部文書」(『新八王子市史 資料編2中世』(以下『新八』)九二六号)。
- (11) 「赤見昌徳氏所蔵文書」(『戦北』二五二八号)。
- (12) 「岸文書」(『戦北』二五三〇号)。
- (13) 沼尻合戦は、(天正十二年)七月廿三日付北条氏直書状(『大藤文書』小田原市史 史料編中世Ⅲ』(以下『小Ⅲ』一六一〇号)により、七月二十三日北条軍が陣を引いたことが分かる。
- (14) 赤見「入道」の「本意」は北条氏へ仕官し、上野国において所領を獲得することであろうと推測される。(天正十一年)五月十七日付北条氏邦書状(『小室開弘氏所蔵赤見文書』『戦北』二五三七号)において、北条氏邦と埜和康忠の間で赤見入道の処遇について協議がなされていることが分かる。関口明「戦国期上野赤見氏の動向—後北条領国・武田両国への移住をめぐって—」(『駒沢史学』七〇、二〇〇八)を参照。
- (15) 他類例として、次の事例を確認した。①(弘治元年・一五五五)十二月十七日付北条氏康書状写(『和学講談所本集古文書七二』『小Ⅱ』三四三三号)、②(天正九年)五月七日付北条氏政書状写(『武州文書十二』『小Ⅲ』一三七〇号)、③庚寅(天正十八年・一五九〇)正月廿一日付北条家朱印状(『神奈川県立金沢文庫保管称名寺文書』『小Ⅲ』二〇一五号)、④(年未詳)二月十七日付小笠原康広書状(『竹本泰一氏所蔵榊原文書』『戦北』四〇九五号)、⑤(天正十八年)三月廿四日付北条氏忠書状(『高瀬文書』『小田原市郷土文化館研究報告』五〇、

- 小田原北条氏文書補遺二一〇号)、①は葛西城(葛飾区)において元服した足利義氏の古河入城について、②、⑤は侵攻してきた敵軍(佐竹軍や豊臣軍)の敗北について、③はその年の作付について、④は徳川軍の戦略目標達成について、それぞれ「程有間敷」と表現している。これらの事例からも当事者にとって近い将来実現される見込みが高い状態を指す言葉と考えてよいであろう。
- (16) (弘治二年カ・一五五六) 七月廿二日付北条綱成書状(『白川文書』『戦北』五二二号)。
- (17) (弘治元年) 閏十月十七日付北条氏康書状(『白川文書』『小II』三三九号)。
- (18) (年未詳) 八月廿日付北条氏康書状(『豊前氏古文書抄』『小II』六五二号)、(年未詳) 三月廿六日付北条氏康披露状(『喜連川文書四』『小II』一〇五〇号)、(年未詳) 六月廿日付北条氏政書状(『記録御用所本古文書十一』『小III』一三三三号)、(天正七年) 五月八日付北条氏邦書状(『上杉文書六』『戦北』二〇六八号)。
- (19) (年未詳) 三月廿一日付北条氏政書状(『後撰芸葉十四』『小III』二二九七号)。
- (20) (永祿十二年) 十二月五日付北条氏康書状(『神奈川県立公文書館所蔵豊前文書』『小II』九二二号)。
- (21) (年未詳) 八月十五日付北条氏康書状(『堀江龍三郎氏所蔵文書』『小II』一〇六七号)。
- (22) (年未詳) 十月十八日付北条氏規書状(『林原美術館所蔵文書』『新横』二七三七号)。鶴は、中世や江戸時代において贈答品の一つであったが、食用として消費されるものであった。一方で、盛岡藩において鉄砲で捕獲された鶴は、初鶴などとして儀式に供されるが、網で捕獲した鶴は、城内で飼育されていたとされる。(久井貴世「江戸時代におけるツルの狩猟―ツルの捕獲に関する諸制度と鉄砲・わなによる捕獲―」『野生動物と社会』四巻一号、二〇一六)。今回取り上げるあみかかりの鶴も観賞用であって、すぐに消費されるものではなかったと推測できよう。
- (23) (年未詳) 極月七日付北条氏政書状(『堀内久勇氏所蔵文書』『小III』二二二九号)。
- (24) 贈答品の場合、ものをやり取りする人物の相互関係や、ものに込められた当事者の気持ちなどにも注意が必要である。様々な背景事情があつて、ものは「秘蔵」されることとなる。事例として挙げた「梅の絵」は合戦で戦死した豊前山城守の後室から、故人の形見として北条氏康へ贈られたものであつた。
- (25) (永祿十二年) 十一月廿九日付北条氏政書状(『米沢市上杉博物館所蔵上杉家文書』『小II』九二〇号)、(年未詳) 十月十八日付北条氏規書状(『林原美術館所蔵文書』『新横』二七三七号)。
- (26) (天正五年カ・一五七七) 四月十七日付北条氏規書状(『堀口久太郎氏所蔵文書』『新横』二五四〇号)。
- (27) 子(天正十六年・一五八八) 拾月十三日付権現山城物書立写(『諸州古文書十二武州』『戦北』三三八〇号)。なお本事例は城孰守備の為の備蓄品であり、贈答品ではない。
- (28) (天正十四年・一五八六) 卯月廿日付成田氏長書状(『仙台市博物館所蔵伊達家文書』『新八』九六九号)。
- (29) (年未詳) 五月十八日付間宮綱信書状(『芹沢文書』『新八』一一七七号)。
- (30) (年月日未詳) 北条氏政書状(『早雲寺所蔵文書』『小III』二二二九号)。
- (31) 橋本素子「中世の喫茶文化 儀礼の茶から「茶の湯」へ」(『吉川弘文館』二〇一八) 一五四―一五七頁参照。
- (32) (天正十一年カ) 徳川家康書状(『黄徴古簡集六』『小田原市郷土文化館研究報告』五〇)、小田原北条氏文書補遺二二五号)において、家康から近藤出羽守へ無上三斤が贈られている。更に(天正十年) 相州御道者賦日記(『御師関係文書断簡』五)『埼玉県史料叢書十二 中世新出重要史料』二六五七号)においては、伊勢御師から「御屋形様(北条氏直)」と「御隠居様(北条氏政)」がともに無上一斤を贈られている。
- (33) 天正十四年、十五年時点の名物道具を記した『山上宗三記』(熊倉功夫校注、岩波書店、二〇〇六)には名物道具として「箱」は挙げられていない。
- (34) 黒田基樹「北条氏規文書の考察」(同『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、一九九七、初出一九九二)。

- (35) 「紀伊国古文書所収藩中古文書四」(『戦北』二五六六号)。
- (36) 黒田基樹前掲註34論文。
- (37) 「不破文書」(『新横』二六一七号)。
- (38) 「仙台市博物館所蔵遠藤文書」(『小皿』一二七三三号)。
- (39) 当該時期の駿河・伊豆国境の軍事的状況については、則竹雄一「戦国期駿豆境界地域の大名権力と民衆―天正年間を中心に―」(同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五、初出一九九九)参照。